

新型コロナウイルス感染対策に伴う「電話診察による処方箋の発行」について

2020.04.28

厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（2020年2月25日）に合わせ、当院では、電話受診での処方箋を発行できる体制となりました。

慢性疾患等で、定期的を受診されている方（ただし、メンタルヘルス科は、除外します）に電話診療で、処方箋を発行いたします。

----- 電話診療による処方箋発行の基本的な流れ -----

- ① 平日の 14 時以降にむつ総合病院（0175-22-2111）に電話します。
- ② 普段かかっている診療科を伝え、その後、「電話による処方箋希望」と伝えてください。（複数科の処方箋発行の場合は、その科ごとに電話し、各科に別の科にも処方への依頼をしていることを話してください。）
- ③ 外来スタッフが、現在の状態を確認します。
- ④ 後ほど、スタッフが医師に状態報告とともに発行可能かどうか確認します。（医師が発行可能かどうかを判断します。）
- ⑤ 翌日に処方箋の準備を 14 時までにご致します。15 時以降に 1F 外来窓口で清算を行い、処方箋を受け取ってください。
- ⑥ 処方箋は、調剤薬局へ持参し、薬を受け取ってください。
- ⑦ 旧むつ市以外、及び大間、東通村、佐井村、風間浦村、下北以外にお住いの方で、近くの薬局に処方箋の FAX をご希望の方は、お申し出下さい。お近くの薬局へ FAX 致します。ただし、旧むつ市内にお住まいの方は、病院での処方箋の受け取りをお願いいたします。また、お薬は、4 日以内の受け取りをお願いいたします。清算は、後日当院で行うか、一定の期日までに清算が行われなかった場合は、請求書を送付いたします。

【注意点】

- ※ 処方箋の原本は、処方をした調剤薬局で保管することになっています。処方箋を FAX した場合、当院で処方箋の原本を調剤薬局に郵送します。その際、郵便代がかかる場合がございますので、ご了承ください。
- ※ 医師が処方不可（対面での診察が必要）と判断した場合は、お電話での処方箋の発行ができない場合もあります。その際は、その旨を連絡いたしますので、ご了承ください。
- ※ その他、ご質問、ご要望等にはおこたえしたいと考えておりますので、各科外来スタッフにご相談ください。

むつ総合病院 TEL : 0175-22-2111